

第2回 土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会について

日 時:平成19年3月22日(木) 13:00～15:00

場 所:砂防会館別館 3階 六甲

出席者:大久保駿委員長、片田敏孝委員、佐々木龍委員(新居浜市長)、椎葉晃充委員(椎葉村長)、重川希志依委員、原義文委員(長野県砂防課長)、原田照美委員、水山高久委員、山崎登委員

関係省庁:内閣府、消防庁、気象庁より出席

【主な意見】

◎全体について

○警戒避難における住民と行政の役割

- 1) “行政はここまでしかできない” という行政の限界を住民に示す必要がある。警戒避難の主体は住民であり、行政は住民を支援する立場である。住民意識を、“自らの地域は自らが守る”、“自分の命は自分で守る”へと変えていくことが重要。
- 2) 行政は、住民が自らの役割を実行するよう、何をすべきかを具体的に示すべき。
- 3) 行政と住民が連携して取り組むことが重要。行政は、平常時は行政として情報提供をしていくが、非常時は行政と住民がそれぞれやれることを一生懸命やるのが大切。

○土砂災害の特徴

土砂災害は、発生場所や時刻を正確に予測することが極めて難しい現象であることから、市町村は専門家のアドバイスをもらう仕組みを作ることが大切。

○地域コミュニティ

地域の安全の基本はコミュニティがしっかりしていることである。日頃からの住民間のコミュニケーションが防災に役立つ。コミュニティが大事であることを基本事項として盛り込むべき。

○市町村の課題

市町村の防災体制を充実するにあたって、職員数の減少、高齢化社会等が大きな問題となってきた。また、市町村の中の防災部局、土木部局、福祉部局等の各部局が意識を高め、連携することが大切。

○事務局の思いと委員からの基本的な考え方についての意見をしっかりと書くべき。これにより、このガイドラインのもつ斬新さと価値が明確になる。

○ガイドラインは関係機関に配布・周知するとともに、随時見直しをしていくことが大切。住民にも配布するための要約版を作成する。市町村の意見を取り入れる窓口を都道府県砂防部局に設けるべき。

◎各論について

○前兆現象等の情報を入手する時には、自分の身の安全確保に注意すべき。

○町内会、自治会でなく、もっと小さい単位で逃げるのが実態。広い範囲に勧告して一部の人が逃げるより、狭い範囲に勧告して全て逃がす方が現実的である。

○避難勧告が出ても逃げる人は少ない。土砂災害のシミュレーション結果を示すなど住民に危険度を理解してもらうための説明を行うことが必要。避難勧告が外れた時には、なぜ外れたのかを住民に説明することが大事。

○意識が低い人には1軒ずつ回るなど、最後は個人への対応が必要となる。

○避難所を開設してから勧告解除までの間、気象・雨量状況、災害情報等の情報を住民に知らせることが重要。

○住民は不安な場合、情報を求める。安全な避難所を確保し、情報を提供することで住民に安心を与えることが必要である。避難所は日常的な活用が可能な機能をもった施設を選定する。

○災害時要援護者の対応については、福祉部局が中心になってやってもらうことが必要。

○災害時要援護者への勧告は分かりやすいが、現実には他災害との関係があるので現場では難しい面もある。各自治体で判断することで対応できるのでは。

○幼児と親は一緒に避難することになるため、要援護者避難勧告は本格的な避難勧告に近いかもしれない。

○災害を経験することで住民の意識が高まった。住民の意識向上が第一。今後は、ガイドラインの内容をどのように住民に伝えていくかが課題。

○村のいたるところが危険箇所、避難所・避難経路自体が危険な所に多い。土砂災害対策（ハード対策）の推進が基本である。

【今後の予定】

○各委員の意見を反映してガイドラインを修正し、出水期前までに関係省庁と連携し各都道府県に通知する。